

平成29年1月4日

関係各位

一般社団法人薬学教育協議会  
北海道地区調整機構  
委員長 宮本 篤



北海道地区での薬学実務実習費の消費税の取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、薬学実務実習の受入・調整並びに指導者の養成など当機構の事業に対しまして格段のご理解とご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、薬学教育6年制に伴い薬局・病院において実施されております薬学実務実習に係る実習費については、施設に委託する取引として、現在、消費税が課せられております。

しかし、この薬学実務実習は薬学教育の必修科目として全学生に行われているもので、委託の有無に関わらず課税することが適當ではないとの考えから、薬学教育協議会病院・薬局実務実習中央調整機構委員会では、課税対象外としていただく要望を関係省庁等に要望しております。

更に、全国各地区調整機構の消費税の取扱いも統一されていないのが現状であります。

そこで、当機構では平成28年度北海道地区調整機構第1回運営会議において協議の結果、平成29年度の北海道地区における薬学実務実習費の消費税の取扱いは、前年度と同様、内税として取扱うことといたしましたのでお知らせします。

つきましては、大学および薬学実務実習生受入医療提供施設におかれましては、何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

お問い合わせ先：北海道地区調整機構事務局  
TEL：011-811-0184；FAX：011-831-2412  
E-MAIL：do-kikou@doyaku.or.jp